

- ⑦生徒はS組教室前の通行を控える。
- ⑧2、3年生が理科室、音楽室などの南館特別教室に移動するときは東渡りを通る。
- ⑨生徒は調理室および被服室に移動するときは東階段を通る。
- ⑩生徒は職員室前の通行を控える。ただし、職員室来室および職員室周辺での日直の仕事など必要なときは除く。
- ⑪自転車は外周を回って移動する。
- ⑫徒歩通学者は西門～中庭～昇降口を通る。

3. 個人の持ち物について

- ・教科書等の保管方法は私物の変化に気づけるよう、机の中やロッカーの中を整理整頓する。
- ・校内に携帯電話や菓子等不要物を持ち込まない。現金を提出する際には、朝一で担任・担当に渡す。
- ・カバンは学校指定の正カバンを使用する。荷物が入りきらない場合は、サブバックを使用する。
- ・カバンにキーホルダー等はつけない。お守りはカバンの中にしまう。

4. 服装・身なりについて

①基本の服装

- ・常滑市統一のブレザー・スラックス・スカート・キュロット（以下、制服）、体操シャツ・ハーフパンツ・ジャージ上下（以下、体操服）を学校指定の服装とする。活動場面によって制服および体操服を選択して着用する。なお、平時の学校生活以外に中学校に来校する際も制服および体操服を着用するものとする。
- ・令和8年度までが旧制服から新制服への移行期間のため、旧制服の着用もできる。
- ・登下校は原則制服とする。ただし、午後部後の下校時、体育祭当日の登下校、その他学校が指定した日の登下校は体操服可とする。
- ・体操服は学校指定のものとする。ただし、転入等をやむを得ない場合は、各学年生徒指導担当に許可をとり、代用品の使用を可とする。
- ・1限が保体のときの登校、6限が保体のときの登下校は、体操服を可とする。

②着こなし・頭髪について 別紙掲示資料の通り

常滑市立常滑中学校 制服(冬服)の着こなし

基本事項



- ◆ 試験等で一般的に受け入れられる髪型とする。
- ◆ 目や肩にかからないように切るか、結ぶ。
- ◆ 頭髪が顔にかかる場合はピンで留める。
- ◆ ヘアゴム、ヘアピンは、黒、紺、茶で飾りのないものとする。

- ◆ **ブレザーの中は、白色のカッターシャツ**とする。(市指定服はない)。
- ◆ カッターシャツのボタンは全てはめる。ただし、第1ボタンは開けていてもよい。
- ◆ ネクタイ、リボンは、性別に関係なく選択して着用できる。
- ◆ **ブレザーのボタンは上のボタンのみつける。(アンダーボタンマナーという)**
- ◆ 名札の着用位置は、左胸(ブレザーはエンブレム上)とする。
- ◆ 肌着は色の透けない無地のものを着用する。(ワンポイント可)
- ◆ 冬服を着用時に、寒く感じる生徒は、**ブレザーの内側にセーターやカーディガンを着用してもよい。**セーターやカーディガンの色は、黒、紺、茶、グレー系の派手でない色とする。

- ◆ **ボトムスはスラックス、スカート、キュロット**の3種類から性別に関わらず選択し、着用できる。
- ◆ 冬服スカート・キュロット着用時に、寒く感じる生徒は、黒タイツを履いてもよい。
- ◆ **スラックス着用時はベルト**を付ける。
- ◆ **スカート・キュロット着用時はゴムベルト**を付けてもよい。色は、黒・紺・茶の無地とし、ベルトの穴は1つのものとする。

- ◆ **外靴は白・黒基調**の運動靴とする。
- ◆ **上靴は白色のバレエシューズ**を着用する。
- ◆ **靴下は、白・黒・紺地**のものを着用する。(ワンポイント可)



⚠️ 補足事項・禁止事項など

- ◆ 整髪料、染髪、パーマ、化粧、ピアスなどおしゃれ目的のことは不可。
- ◆ ヘアピンはくちばしのような大きなクリップ型は禁止。
- ◆ 剃り込みや極端なアシンメトリーは不可。
- ◆ 編みこみ、(三つ編みも含む)は禁止。
- ◆ 髪が広がる等衛生面による理由で必要であれば、ヘアゴムを複数付けてもよい。
- ◆ カッターシャツは開襟は不可とする。
- ◆ カッターシャツの裾はインとする。
- ◆ ブレザーのボタンは座っているときは外してもよい。それ以外の時は常時閉めていること。
- ◆ 衣替えの時期については各自で判断する。
- ◆ ネクタイ、リボンの着用について、式日(入学式、卒業式、始業式、終業式)と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。
- ◆ 校内では防寒着・防寒具を着用しない。
- ◆ セーターやカーディガン以外にブレザーの内側に着用してもよいものはインナーダウンベストなどの**ビジネスの場面でも一般的に広く受け入れられているもの**とする。これら以外の着用は認めない。
- ◆ セーターやカーディガンは襟や袖からはみださないようにすること。
- ◆ 冬服とセーターやカーディガンを着用しても寒い時には、学校指定のジャージを羽織ってもよい。
- ◆ **ブレザーの内側にセーターやカーディガンを着用している時にブレザーを脱ぐ際は、セーターやカーディガンも一緒に脱ぐ。**
- ◆ スラックスを腰まで下ろしたり、裾をずり下げたりしての着用は禁止。
- ◆ スカート・キュロットの長さは立ちひざをした際に、床にスカートがつく長さ(膝が隠れる長さ)とする。
- ◆ ベルトは2つ穴以上のものは禁止。
- ◆ 黒タイツは無地で80デニール以上のものとする。靴下は履いても履かなくてもよい。体育の授業の際には脱ぐ。
- ◆ 外靴の記名は内側にする。
- ◆ 靴のかかとは踏まない。ハイカットは禁止。
- ◆ 上靴はかかたとに記名する。それ以外は何も書かない。
- ◆ ルーズソックスは不可

常滑市立常滑中学校 制服(夏服)の着こなし

基本事項

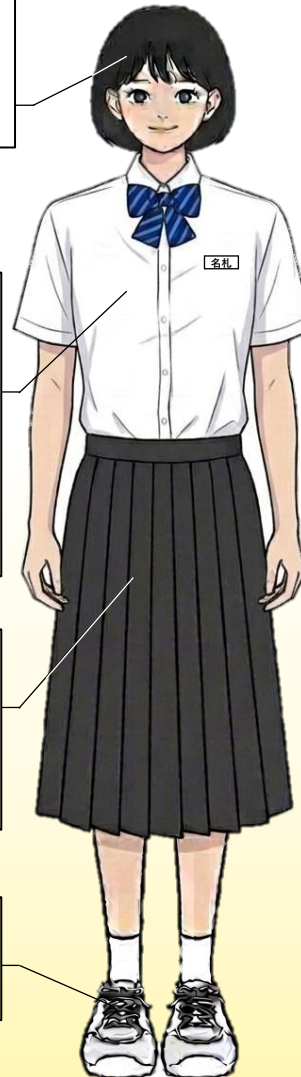


- ◆ 試験等で一般的に受け入れられる髪型とする。
- ◆ 目や肩にかからないように切るか、結ぶ。
- ◆ 頭髪が顔にかかる場合はピンで留める。
- ◆ ヘアゴム、ヘアピンは、黒、紺、茶で飾りのないものとする。

- ◆ 白色のカッターシャツ・ポロシャツ(ワンポイント可)とする。市指定服はない。半袖でも長袖でもよい。
- ◆ カッターシャツのボタンは全てはめる。ただし、第1ボタンは開けていてもよい。
- ◆ ネクタイ、リボンは、性別に関係なく選択して着用できる。
- ◆ 名札の着用位置は、左胸(ブレザーはエンブレム上)とする。
- ◆ 肌着は色の透けない無地のものを着用する。(ワンポイント可)

- ◆ ボトムスはスラックス、スカート、キュロットの3種類から性別に関わらず選択し、着用できる。
- ◆ スラックス着用時はベルトを付ける。
- ◆ スカート・キュロット着用時はゴムベルトを付けてもよい。色は、黒・紺・茶の無地とし、ベルトの穴は1つのものとする。

- ◆ 外靴は白・黒基調の運動靴とする。
- ◆ 上靴は白色のバレエシューズを着用する。
- ◆ 靴下は、白・黒・紺地のものを着用する。(ワンポイント可)



⚠️ 補足事項・禁止事項など

- ◆ 整髪料、染髪、パーマ、化粧、ピアスなどおしゃれ目的のことは不可。
- ◆ ヘアピンはくちばしのような大きなクリップ型は禁止。
- ◆ 剃り込みや極端なアシンメトリーは不可。
- ◆ 編みこみ、(三つ編みも含む)は禁止。
- ◆ 髪が広がる等衛生面による理由で必要であれば、ヘアゴムを複数付けてもよい。
- ◆ 団子は水泳授業後のみ可。

- ◆ カッターシャツやポロシャツは、ボタンダウンも可とする。また、名札をつけるためポケットがあることが望ましい。
- ◆ カッターシャツの裾はインとする。ポロシャツの裾のイン・アウトはどちらでも可とする。
- ◆ 衣替えの時期については各自で判断する。**ポロシャツの着用は4月～10月まで**とする。
- ◆ ネクタイ、リボンの着用について、式日(入学式、卒業式、始業式、終業式)と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。**ただし、1学期終業式と2学期始業式はつけなくてもよいものとする。**
- ◆ 夏服でのネクタイ、リボンの着用は暑さ対策のため不要
- ◆ 夏服を着用時に、冷房のある教室で寒く感じる場合は、学校指定のジャージを羽織ってもよい。
- ◆ 夏服を着ているときに肌寒く感じたらまずはブレザーを着用します。
- ◆ スラックスを腰まで下ろしたり、裾をずり下げたりしての着用は禁止。
- ◆ スカート・キュロットの長さは立ちひざをした際に、床にスカートがつく長さ(膝が隠れる長さ)とする。
- ◆ ベルトは2つ穴以上のものは禁止。

- ◆ 外靴の記名は内側にする。
- ◆ 靴のかかとは踏まない。ハイカットは禁止。
- ◆ 上靴はかかるとに記名する。それ以外は何も書かない。
- ◆ ルーズソックスは不可

③補足事項について

- ・名札を忘れた場合は紙名札をもらい、帰りのS T終了までつけておく。
- ・登下校中は名札を付けなくてもよい。
- ・上靴を忘れた場合は、校内貸し出されたスリッパを履く。
- ・登下校時は防寒着として、コート、ジャンパー、部活指定のウインドブレーカーの着用を可とする。また、手袋（5本指のもの）、マフラー、ネックウォーマーを着用可とする。
- ・くしと手鏡は、身だしなみを整えるために、放課中は使用可とする。
- ・リップクリーム、日焼け止め、ハンドクリームは、無色・無香料とする。使用する場所はリップクリーム・ハンドクリームは人目のつかないところ（トイレ等）、日焼け止めは着替え時や部活の活動場所とする。制汗剤・ボディシートは無香料であれば可とする。
- ・上靴、体育館シューズの名前は以下の図のように記入。（外靴は靴の内側に記名する。）



④参考資料

☆新制服（ブレザー）着用の場合（新制服についての市内統一事項）。

- ・令和6年度新1年生以降は、新制服を着用する。新3年生でも新制服を着用してもよい。（新1・2年生でも、兄弟の旧制服を着用することも可能）
- ・新制服と旧制服が混在するが、移行期間を3年間設けて、令和9年度からは全生徒が新しい制服を着用することとする。
- ・ボトムスはスラックス、スカート、キュロットの3種類から性別に関わらず選択し、着用できる。
- ・冬服の上着は男女兼用のブレザーである。これは4中学校共通のもので、エンブレムだけ学校独自のものとする。ボタンは市内統一デザインである。
- ・ブレザーの中は、白色のカッターシャツとする（市指定服はない）。
- ・ネクタイ、リボン、は、性別に関係なく選択して着用できる。
- ・夏服の上はカッターシャツ（市指定服はない。）またはポロシャツ（市指定服はない。）で、色は白とする。長袖でも半袖でも可とする。また、ポロシャツの裾のイン・アウトはどちらでも可とする。ただし、カッターシャツの裾はインとする。
- ・旧制服を着用する生徒も、夏の制服として、下は旧制服で、上は白のポロシャツの着用でもよい。
- ・名札の着用位置は、左胸（ブレザーはエンブレム上）とする。
- ・夏服のポロシャツは、白の無地、ワンポイントまで可とする。

- 冬季は、旧制服（学ラン）の下は基本的にカッターシャツとする。
- ・カッターシャツやポロシャツは、ボタンダウンも可とする。
 - ・カッターシャツとポロシャツの下には、肌着を着用する。
 - ・スラックス着用時はベルトを付け、スカートとキュロット着用時はゴムベルトを付ける。色は、黒・紺・茶の無地とし、ベルトの穴は1つのものとする。
 - ・冬服でのネクタイ、リボンの着用について、式日（入学式、卒業式、始業式、終業式）と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。ただし、1学期終業式と2学期始業式は夏服のため不要
 - ・夏服を着用時に、冷房のある教室で、寒く感じる場合は、ジャージを羽織ってもよい。
 - ・冬服を着用時に、寒く感じる生徒は、ブレザーの内側にセーターやカーディガンを着用してもよい。セーターやカーディガンの色は、黒、紺、茶、グレー系の派手でない色とする。
 - ・体育、部活動（運動部）等での活動時は、制服のポロシャツは着用しない。

☆学生用欄服着用の場合

- ・冬服上下ともに黒の標準型学生服とする。
- ・中学ボタンを前に5個、袖に2個付ける。
- ・冬服の下はカッターシャツとする。
- ・カッターシャツの下には、肌着（ワンポイント可）を着る。襟や袖からはみ出ないようにする。体操服は衛生管理上禁止。
- ・ベルトは黒・紺・茶のものとし、1つ穴のものとする。
- ・ズボンを腰まで下ろしたり、裾をずりさげたりしての着用は禁止。

☆セーラー服着用の場合

- ・冬服上衣の下に白、黒、紺、茶、グレーのハイネックを着てもよい。
- ・上衣の下には、肌着（ワンポイント可）を着て、襟や袖からはみ出ないようにする。体操服は衛生上禁止。
- ・黒タイツは無地で80デニール以上のものとする。靴下は履いても履かなくてもよい。体育の授業の際には脱ぐ。
- ・スカートの長さは立ちひざをした際に、床にスカートがつく長さ（膝が隠れる長さ）とする。

5. 防寒対策について

①原則、季節や気候に適した制服を着用する。防寒着は、新旧制服ともに冬服を着用した上で、体温調節のために着用する。

②校舎外での防寒対策について

- (1) 厳寒期、校舎外（登下校中など）は制服の外側に防寒着を着用してもよい。
- (2) 安全面が確保されるものとする。フード付きも認める。ただし、フードや丈が長くて自転車に巻き込まれる危険性のあるものは着用しない。
- (3) 防寒着の色は、黒、紺、茶、ベージュ、グレー、白系を基調としたものとする。こぶし大までのワンポイントはよい。
- (4) 防寒具は、5本指の手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用を認める。
- (5) 耳当ての着用は安全面から禁止とする。
- (6) 防寒具は、色や柄の指定はなく、華美でなく、装飾が少ないものとする。
- (7) 使い捨てカイロは適切な使用を認める。ただし、学校では処理できないため、家庭に持ち帰ること。

③校舎内での防寒対策について

- (1) 原則、校舎内での着用はしない。新旧制服の冬服の内側で防寒対策をして、それでも足りない場合は、学校指定のジャージのみ上着として着用することを認める。
- (2) 防寒具はひざかけのみ教室内での使用を認める。
- (3) 使い捨てカイロは適切な使用を認める。ただし、学校では処理できないため、家庭に持ち帰ること。

④体育の授業や指定された時は、ジャージ上下セットを着用した上で、運動に適したウインドブレーカー等の防寒着を認める。フードなしのもの、またはフードがしまえる物とし、安全が確保されたものとする。

6. 交通関係について

①登下校について

- ・登下校は通学路を通行する。
- ・交通規則を守る。法律以外でもマナーとして正しい行動をする。
- ・通学用自転車は、学校で定められた規格と整備されたものを使用する。

②自転車使用時について

- ・登下校時はヘルメットをかぶり、あご紐をしっかり締める。
- ・駐輪場では、決められた場所に駐輪し、必ず施錠する。
- ・カバンは、背負うか、後部の荷台にひもでしっかりしぼる。前かごに荷物を極力入れない。
- ・自転車の点検・整備は各家庭で定期的に行い、安全を確認したものを使用する。

【点検項目】

- ①サドルが、座った際に余裕をもって両足のつま先が地面に付く高さになっている。
- ②ハンドルの高さが、サドルよりも高くなっている。
- ③スタンドが両足スタンドのものである。
- ④ブレーキがよく効く状態である。
- ⑤ライトは破損がなく、きちんと夜間に点灯する。
- ⑥ベルがハンドルを握ったまま鳴らせる位置にあるもの。
- ⑦後部反射器が、破損が無い状態で付けられている。
- ⑧ヘルメットは破損がなく、内側に名前が書いてある
- ⑨タイヤの空気が充分に入っている。
- ⑩かごに破損が無い状態で付けられている。
- ⑪荷台にゆがみがなく、荷物が乗せられる状態である。
- ⑫カギがきちんとかけられる状態である。
- ⑬不要なシールや装飾品が付けられていない。
- ⑭防犯登録されているもの。（自転車通学許可願に記入する。）

③自転車許可取り消しについて（許可証にも掲載）

2026年4月より自転車も交通反則通告制度が導入されます。16歳未満は対象外ですが、交通法規を守って自転車を利用できるよう、ご家庭でも指導をお願いします。

なお、登下校での自転車利用においてルールが守れない場合、必要に応じて家庭連絡をすることがあります。ご協力をお願いします。また、度重なる違反や故意に危険運転などを行っていた場合、当該生徒および他の生徒の安全を確保するため、自転車通学停止を本人・保護者に勧める場合もあります。